

山口県報

平成22年
1月16日
(土曜日)

目 次

訓令
山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令（防災危機管理課）……………
告示
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定
に関する告示の一部改正（都市計画課）……………



山口県訓令第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程（昭和五十五年山口県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表はつとさいとくさがみねの項中「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の1」を「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の1」に改め、別表の4の表はつとさいとくさがみねの項中「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の2」を「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の2」に改め、別表はつとさいとくさがみねの項中「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の2」を「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の2」に改め、

「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の5」を「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の5」に改め、同表はつとさいとくさがみねの項中「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の5」を「阿武郡阿東町大字生雲中166番地の5」に改め、別表の6の

表中

阿武郡阿東町大字生雲中166番地の5
〃
〃
〃
阿武郡阿東町大字生雲中166番地の5

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年一月十六日から施行する。



山口県告示第十二号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

二の4の表所在地の欄中

阿武郡阿東町

を

山口市

に、「阿武郡阿東町

大字蔵目喜」を「山口市阿東蔵目喜」に改める。

平成二十二年一月十六日発行

発行人

山口県知事

四の表中

目	字生雲中及び篠大	阿武郡阿東町大蔵目喜
---	----------	------------

を

中及び阿東篠目	喜	山口市阿東蔵目
---------	---	---------

に改める。

五の表区間の欄中「阿武郡阿東町」を「山口市」に改める。
 六の2の表山口線の項中「から阿武郡阿東町まで」を「の区域内の区間」に改める。